

三重県からのお知らせ

廃棄物監視・指導課の取組状況

(1) 監視指導体制の整備

三重県では、産業廃棄物の違反行為に対する監視・指導を強化しており、令和4年度は、警察からの出向者4名、警察官OB7名を含む22名体制となっています。また、県民の皆様等からの情報を提供いただけるよう、下記のとおり各種通報窓口を開設しています。

【フリーダイヤル（通話無料）及びメールアドレス】

廃棄物ダイヤル110番 0120-53-8184（ごみはいやよ）
 廃棄物ファックス110番 0120-53-3074（ごみみえなし）
 廃棄物メール110番 gomi110@pref.mie.lg.jp

このほか、民間業者21社（森林組合、（一社）三重県トラック協会等）との情報提供に係る協定、市町との間で立ち入り検査員に係る協定もそれぞれ締結し連携を図っています。皆さまからの不法投棄等に関する情報提供に対しては、速やかに現場の確認を行い、適切な対応に努めています。

(2) 監視・指導の状況

令和3年度における産業廃棄物に関する監視件数は、3,668件で、これらに係る行政指導の件数が1,988件、文書発出数が175件、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく行政処分である事業停止命令が12事業者13件、業許可取消が2事業者2件、施設使用停止命令が1事業者1件でした。

不法投棄等不適正処理事案については、依然として後を絶たない状況にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約72%、発生量で約97%を占めています。このような不法投棄等不適正処理事案については、早期に廃棄物が撤去等されるよう強力に指導を行っています。



表1 監視指導状況の推移（地域機関環境室を含む）

区分	年度	H29	H30	R元	R2	R3
延 監 視 件 数		3,990	3,788	3,455	3,780	3,668
指 導 件 数		2,021	1,718	2,274	2,239	1,988
文 書 発 出 数		303	152	175	273	175
改 善 命 令		0	1	0	0	2
措 置 命 令		0	0	0	0	0
事 業 停 止 命 令		14	11	6	17	13
業 許 可 取 消		3	4	6	4	2
施 設 使 用 停 止 命 令		12	3	5	4	1
施 設 許 可 取 消		0	0	2	0	0
告 発		0	0	1	0	1

表2 新たに確認された産業廃棄物に係る不法投棄事案

（単位：件（数量トン））

年 度	H29	H30	R元	R2	R3
確 認 事 案 数	48(468)	41(438)	58(831)	40(792)	34(988)
うち建設系廃棄物等	39(422)	30(425)	39(814)	28(780)	24(971)

※数量トンについては、確認できたもののみ集計

(3) 建設系廃棄物対策の取組

不法投棄事案の大半を建設系廃棄物が占めている現状を踏まえ対策の強化を実施してきました。令和元年度には、受注者（元請業者）の排出事業者責任をより一層徹底させるよう、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（産廃条例）を改正しました。引き続き、改正産廃条例の的確な運用による厳正な指導と啓発に努めていきます。

また、令和2年度には、県内の解体工事場所にかかる情報を県土整備部から入手して集中的なパトロールを実施するとともに、受注者（元請業者）を対象とする研修会を県内8か所で行うことにより、約700名の参加者に対して、廃棄物処理法等関係法令の講習を実施しました。この講習会は令和3年度にも実施し、延べ約900名の参加があり、併せて県ホームページで動画配信を行いました。この動画は、現在も公開しておりますので、適正処理に係る研修教材としてもご活用ください。

（動画URL <https://www.pref.mie.lg.jp/KANSHI/HP/m0058900050.htm>）

さらに、令和3年度には新たな取組として、建設業法等を所管する県土整備部3課（建設業課、建築開発課、技術管理課）、大気汚染防止法を所管する環境生活部大気・水環境課、労働安全衛生法を所管する三重労働局に加え、関係業界団体も構成員とした「解体工事に係る連絡調整会議」を設置し解体工事における課題等を共有するとともに、国（環境省）に対し、解体工事関係者のさらなる資質の向上を図る取組の実施など、建設系廃棄物の対策に係る要望を行いました。